

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 社員への値引販売

**Q** : 当社では毎年年末に、社員に対して自社商品の値引販売を行っています。

ところで、値引率によっては、所得税の源泉徴収の問題があると聞きました。どのような場合に源泉徴収が必要なのでしょう。

**A** : コスト割れして販売する場合や、通常販売価額のおおむね70%相当額未満で販売する場合があります。

### 【解説】

会社では、役員や使用人に自社商品等を値引して販売することがあります。この場合には、その値引販売によりその役員や使用人が受けることとなる経済的利益は、役員又は使用人に対して給与を支給したのものとして取り扱われます。

ただし、値引販売は通常取引でも行われるもので、また、福利厚生面等も考慮し、次の要件のすべてを満たすときは、給与として課税しないこととされています。

- (1) 値引販売に係る価額が、会社の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比べて著しく低い価額（おおむね70%未満）でないこと
- (2) 値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又はこれらの人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- (3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること

